

人口問題研究所官制

(昭和十四年八月二十五日) 勅令第六百三十三號

第一條 人口問題研究所ハ厚生大臣ノ管理ニ屬シ人口問題ノ調査研究ヲ掌ル

第二條 人口問題研究所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

研究官 專任十一人 奏任

研究官補 專任十六人 判任

書記 專任三人 判任

所長ハ厚生次官ヲ以テ之ニ充ツ

第三條 人口問題研究所ニ參與ヲ置キ所務ニ參與セシム

參與ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ命ゼラレタル參與ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第四條 人口問題研究所ニ專門委員ヲ置キ專門ノ事項ヲ調査セシム

專門委員ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

專門委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合

ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ
第五條 所長ハ厚生大臣ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理ス

第六條 研究官及研究官補ハ上官ノ命ヲ承ケ調査研究ヲ掌ル

第七條 書記ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

人口問題研究所事務分掌規程

人口問題研究所事務分掌規程左ノ通定メ昭和十四年八月二十五日ヨリ施行セリ

第一條 人口問題研究所ニ企畫部及調査部ヲ置ク

第二條 企畫部ニ於テハ企畫、連絡、庶務及他部ニ屬セザル事項ヲ掌ル

第三條 調査部ニ於テハ人口及民族ニ關スル調査研究ヲ掌ル

人口問題研究所事務分掌規定細則

(昭和十四年十月十八日)

企畫部

(1) 庶務班

- 一、機密ニ關スル事項
- 一、人事ニ關スル事項
- 一、官印ノ管守ニ關スル事項
- 一、文書ノ授發發送並ニ編纂保存ニ關スル事項
- 一、會計ニ關スル事項

- 一、所内取締ニ關スル事項
- 一、他ノ主管ニ屬セザル事項

(2) 企畫班

- 一、調査研究ノ統轄ニ關スル事項
- 一、調査研究ノ企畫ニ關スル事項
- 一、調査研究資料ノ蒐集整理及編成ニ關スル事項
- 一、調査研究ノ連絡ニ關スル事項

調査部

第一班

- 一、人口理論ニ關スル調査研究事項
- 一、人口史ニ關スル調査研究事項
- 一、人口政策ニ關スル調査研究事項
- 一、人口ニ關スル統計學的調査研究事項
- 一、外國ノ人口事情及政策ニ關スル調査研究事項
- 一、其ノ他他ノ主管ニ屬セザル人口問題ニ關スル一般的調査研究事項

第二班

- 一、民族及人種理論ニ關スル調査研究事項
- 一、民族及人種ニ關スル歴史的調査研究事項
- 一、民族政策ニ關スル調査研究事項
- 一、民族、人種ノ特質ニ關スル社會科學的調査研究事項
- 一、民族、人種ニ關スル自然科學的調査研究事項

第三班

- 一、人口問題ニ關スル社會學的調査研究事項
- 一、人口問題ニ關スル經濟學的調査研究事項
- 一、人口問題ニ關スル社會政策學的調査研究事項
- 一、人口問題ニ關スル地理學的調査研究事項

第四班

- 一、人口問題ニ關スル社會生物學的調査研究事項
- 二、人口問題ニ關スル社會基礎醫學的調査研究事項

- 一、人口問題ニ關スル社會臨床醫學的調査研究事項

人口問題研究所に於て直ちに調査研究に着手すべき主要調査研究事項

(昭和十四年十一月十五日決定)

人口問題の調査研究は頗る廣範に互るを以て、昭和十四年十一月十五日、本研究所に於て直ちに着手すべき主要調査研究事項を決定し、各班に於て分擔之が調査研究に着手した。其の概要は以下の如くである。

第一 事變の人口現象に及ぼしたる影響に關する研究

一、量的影響に關する事項

- (一) 人口動態に關する研究

- (1) 自然的動態

- (2) 社會的動態

- (二) 人口靜態に關する研究

- (1) 人口分布及其の變化(都市集中)

- (2) 體性別、年齢別人口構成及其の變化(勞働人口に重點を置く)

- (3) 配偶關係別構成及其の變化(出生に對する影響を中心とす)

- (4) 職業別、産業別人口構成及其の變化(工業化及農業人口に關する事項に重點を置く)

- 二、質的影響に關する研究(社會衛生學的研究)

人口問題研究所に於て直ちに調査研究に着手すべき主要調査研究事項

- (一) 體力(精神能力、身體能力)
- (二) 疾病(結核、花柳病、精神病等に重點を置く)
- (三) 優生學的影響
- (四) 其他

三、社會的經濟的變化の人口現象に及ぼすべき影響に關する研究

- (一) 勞働狀況の變化
- (二) 國民生活の變化

第二 出生増加方策に關する研究

基本的研究

- (一) 出生率低下現象の多面的觀察

- (1) 一般出生率の觀察

- (2) 差別出生率の觀察

- イ 出生速度

- ロ 年齢別出生率

- ハ 職業別出生率

- ニ 所得階級別出生率

- ホ 教育程度別出生率

- ヘ 地域別出生率

- ト 質の差異による出生率

- チ 其他

(二) 出生率低下原因の究明

- (1) 婚姻及配偶關係に關する研究

- イ 婚姻數並婚姻率

- ロ 婚姻年齡

- ハ 有配偶者數並有配偶率

- ニ 配偶關係繼續期間

- ホ 離婚數並離婚率

- ヘ 配偶關係繼續期間別離婚

- ト 死別
- (2) 産兒制限の傳播及墮胎に關する研究

- イ 思想、知識の傳播狀況

- ロ 實行狀況

- ハ 動機

- ニ 手段及效果

- (3) 不妊の原因に關する社會衛生學的研究

- イ 疾病

- ロ 民族毒(酒精、梅毒、麻藥)

- ハ 民族の妊孕能力

- ニ 其他社會婦人科學的原因

- (4) 母性死亡に關する研究

- (5) 胎兒死亡に關する研究

- (6) 出生率低下現象の社會的經濟的背景に關する研究

- イ 思想

- ロ 社會關係

- ハ 經濟關係

- ニ 法制

- ホ 宗教

- ヘ 其他

二、政策に關する研究

- (一) 婚姻獎勵政策

- (二) 出生獎勵政策

- (三) 母性保護政策

- (四) 早死流産防止政策

第三 死亡減少方策に關する研究

一、基本的研究

- (一) 死亡率の多面的觀察

- (1) 一般死亡率の觀察